

筑摩野中学校PTA細則

第1章 役員の選出

(三役及び専門委員長)

- 1 保護者から選出される幹事2名は、次年度の会長あるいは副会長にあたる。
- 2 幹事2名は、当該年度2学年PTA会員から選出する。
- 3 幹事は、寿・芳川の両地区から1名ずつ計2名、男女1名ずつとなるよう各年交互に選出する。
- 4 専門委員長は、当該年度3学年PTA会員から互選により選出する。副専門委員長は、それぞれの委員の中から互選により選出する。
- 5 特段の理由により、評議員会の承認を得たときは、上記の規定によらないことができる。

(役員選考委員会)

- 6 次年度の幹事、各専門委員長の候補を選出するため、年度ごとに役員選考委員会を設置する。
- 7 役員選考委員会は、前項の候補を挙げ、評議員会の名で選出するまでをその任務とする。
- 8 役員選考委員会は、三役及び理事会で必要と認めた人で構成する。

(会計監査員及び顧問)

- 9 会計監査員は、寿・芳川地区の支部長からそれぞれ1名ずつ互選によって選出する。
- 10 顧問は、前年度会長をもって充てる。

(専門委員及び学級役員)

- 11 広報委員と厚生委員は、各学級からそれぞれ1名ずつ互選により選出する。
- 12 共育サポート委員は、各支部から1名互選により選出する。地区の実情に応じて、もう1名の副共育サポート委員を互選によって選出することもできる。
- 13 各学級で選出する学級会長、学級副会長、広報委員及び厚生委員（以下学級役員と称する）の年度途中の転出等に備え、各学級において補欠1名をあらかじめ選出しておく。
- 14 各家庭とも、原則として本校に生徒が在籍する期間1回は学級役員を務めるものとする。
- 15 補欠として選任された者が残期間の学級役員を務めた場合において、その期間が半年に満たない場合には、学級役員を務めた回数として取り扱わない。

(学級役員の免除)

- 16 三役・理事経験家庭（父親・母親のどちらか一方でも理事を経験している家庭）は、以後の学級役員を免除する。兄弟がいる場合にも、以後のすべての生徒について学級役員を免除する。ただし、本人が了承すればこの限りではない。
- 17 同一年度における同一保護者の役員兼務（重複）を避けるため、次のいずれかに該当する者は、当該年度の学級役員を免除する。
 - (1) 地区の正副支部長あるいは正副共育サポート委員として決まっている保護者
 - (2) 本校に生徒が2人以上在籍している家庭で、一方の生徒のクラスにおいて学級役員となることが決まっている保護者
- 18 諸事情により学級役員を受けることができない特別な理由がある場合において、当該家庭を選出対象から免除するかどうかは、各学級の話し合いにより決める。

(幹事・専門委員長の免除)

- 19 次のいずれかに該当する者は、幹事、専門委員長を免除する。ただし、本人が了承すれ

ばこの限りではない。

- (1) 父子、母子家庭
- (2) 単身赴任者本人
- (3) 過去に寿・芳川小学校で正副会長・幹事をされた家庭(永年)
(小学校の正副委員長、部長・支部長等は免除されません)
- (4) 過去に筑摩野中学校で理事をされた家庭
- (5) 次年度の支部長が既に決まっている家庭（赤木と白姫支部のみ）
- (6) 特別免除(会長専決事項)

(各役員の選出基準)

20 前年度の運用事例を参考にして選出する。

第2章 専門委員会・特別委員会の事業

(専門委員会)

1 専門委員会は、次の事業を行う。ただし、特別な事情があればこの限りではない。事業の変更については理事会で決定することができる。また、収益金は学校並びに生徒の待遇改善のために使用することができる。

(1) 広報委員会

- ① PTA会報の企画・発行
- ② 他の委員会事業への参加・協力

(2) 共育サポート委員会

- ① 資源物回収の企画・運営
- ② 校内及び街頭での生徒への声かけ
- ③ 他の委員会事業への参加・協力

(3) 厚生委員会

- ① 環境整備作業・リサイクルリユース活動等
- ② 他の委員会事業への参加・協力

(特別委員会)

2 特別委員会として次の委員会を設置して、事業を行うことができる

(1) 総務企画委員会

- ① 総務企画委員会は、PTA そのもののあり方や時代変化に対応した組織作りをするため、第三者的・多角的に助言・提言する。
- ② 委員長は、会長が委嘱する。委員は、委員長が指名する。
- ③ 詳細については、別に内規を設けて運用する。

(2) 周年記念事業委員会

- ① 周年記念事業委員会は、中学校の歴史の節目を祝い足跡を残すことを目的とする。
- ② 詳細については、別に内規を設けて運用する。

(3) その他の特別委員会

- ① 詳細については、別に内規を設けて運用する。

第3章 役員出張旅費内規

- 1 役員が会務のため出張するときは、旅費を支給する。
- 2 泊を伴わない出張の場合は、以下の額の旅費を支給する。

公共交通機関の場合は実費、自家用車使用の場合は距離（km）×30円とする。
ただし、下限を500円とする。

3 泊を伴う出張の場合は、交通費・宿泊費の実費を旅費として支給する。

第4章 慶弔に関する内規

- 1 生徒及び生徒父母(保護者)または学校職員死亡の場合は、5000円を香典として贈り、PTA会長あるいはその代理者が会葬する。
- 2 会員に災害など特別な事情が生じた場合は、理事会で協議し、5000円を限度として見舞金を贈ることができる。
- 3 その他特に必要な場合は、三役で協議して処理し、理事会に報告する。
- 4 以上の場合、返礼は一切受けない。

第5章 祝金に関する内規

- 1 本校の生徒が各種競技会、発表会等に学校を代表して出場する場合、一定の条件のもとに祝金を交付する。
- 2 前項の祝金の交付に関する基準等は、以下の通りとする。
 - (1) 中体連等の中学校関係の団体の主催する県大会に出場した場合に、個人・団体を問わず、その大会に出場した人数で以下の表により算出する。

個人及び団体人数	金額
個人	3,000
2	5,000
3	6,000
4, 5	7,000
6~8	9,000
9~12	12,000
13~20	18,000
21~40	30,000
41~	40,000

(2) 団体の人数は選手登録人数とする。

(3) 団体と個人が重なった場合は、個人の人数を合わせて団体の人数とする。

第6章 表彰に関する内規

- 1 本会の理事を含めて、評議員以上の役職を3年以上務めた者及び本会発展のために特に寄与したと認められる者の中より、評議員会に諮り表彰する。
- 2 松本市PTA連合会表彰規定第1条の模範会員推薦については、第1項に準ずる。

附 則 この細則は、平成26年4月25日から施行する。

一部改正

平成27年2月27日

平成28年10月27日

平成31年2月21日

令和3年2月18日

令和3年5月11日